

令和元年7月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

都道府県分

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
1	(省)	東京都	大都市特有の財政需要の反映	基準財政需要額の算定に当たっては、大都市に特有の財政需要を適時適切に反映されたい。 【継続】	一部採用する。 大都市特有の財政需要については、これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定されている他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。 さらに、令和元年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。 また、普通態容補正は、各市町村の都市化の度合を示す評点は、1000点満点で示しているものであるが、当該評点に対応した各費目の個別係数の設定においては、決算の状況などを踏まえた上で、引き続き適切に設定してまいりたい。 なお、土地単価の高さについては、平成15年度における留保財源率の引上げに際して、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その他の土木費における土地価格比率による割増部分等を廃止したものである。
2	(省)	神奈川県	過度な財源調整の見直し(段階補正係数の見直し)	段階補正係数については、総合的なバランスを考慮し、都道府県分の過度な割落率を見直されたい。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、今後とも引き続き適正な係数の設定に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
3	(省)	北海道	寒冷補正係数の充実	寒冷補正による需要額の割増は安定的な財政運営のために不可欠であり、労務単価等の上昇を踏まえて寒冷補正を充実することにより、寒冷・積雪地域の適切な財源保障を図られたい。 【継続】	採用する。 寒冷補正は、行政に要する経費が気候の寒冷又は積雪の度合いによって割高となるものについて、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差の事由ごとにそれぞれ定める地域区分に応じて増加経費を算定するものである。 寒冷の差については、最新の気象データをもとに、令和元年度より級地区分の変更を行った。 引き続き、実態等を踏まえ算定していく。
4	(省)	北海道	道路橋りょう費（道路の延長）における割落率による不均衡の是正	道路事業（投資）においては、本道よりも地方負担額が低い団体が複数あるにもかかわらず、本道が特例的に割落とされる算定となっているため、北海道の割落率を廃止し、不均衡を是正すること。 【継続】	以下の理由により採用しない。 北海道に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が北海道以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。 平成28年度以降、毎年度、道路事業における決算の動向を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づく係数の設定を行っている。
5	(省)	茨城県 奈良県	道路橋りょう費（道路の延長）における投資補正係数の見直し	道路整備の遅れた団体において、未整備区間の整備が促進されるよう、投資補正における「未整備延長区間比率」に係るウェイトを引き上げられたい。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 投資補正における各指標のウェイトに関しては、平成21年度において「標準道路延長比率」及び定数部分のウェイトの見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
6	(省)	沖縄県	道路橋りょう費（道路の延長）の投資補正係数の算定における割落としの廃止	道路橋りょう費の算定において、投資補正係数の0.89の割落としを廃止すること。 【継続】	以下の理由により採用しない。 沖縄県に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が沖縄県以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。 平成28年度以降、毎年度、道路事業における決算の動向を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づく係数の設定を行っている。
7	(省)	山梨県 徳島県	新直轄方式による高速道路整備に係る交付税措置の拡充	新直轄方式により整備している中部横断自動車道（山梨県）及び四国横断自動車道（徳島県）について、多額に上る県負担額に対し、交付税措置の拡充を検討されたい。 【新規】	採用する。 近年、新直轄高速道路の事業期間の延長や事業費の増額が相次いでいることから、新直轄方式の導入に伴う地方負担の増加に対して税源移譲により所要の地方財源を確保した経緯等を踏まえ、令和3年度までの措置としていた道路延長に占める新直轄高速道路延長の比率を用いた補正の適用期間を延長するとともに、新直轄高速道路の延長に占めるトンネル延長や橋りょう延長の比率を用いた補正を新設する。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[河川費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
8	(省)	大阪府	河川の維持管理費等に対する密度補正係数の新設	河川維持管理経費について、的確に交付税に算入するため、「人口集中地区面積 (DIDs area)」を反映した密度補正係数を新設されたい。 【継続】	以下の理由により採用しない。 人口集中地区面積の割合と河川維持管理費の需要額増加との因果関係が他団体の状況を見る限り不明瞭であり、ご提案の総面積に占める人口集中地区面積の割合を補正係数として採用することはできない。 加えて、算定の簡素化の観点から補正係数の新設については抑制的に考えているところ。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[教育費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
9	(省)	北海道	教職員費における経常 態容補正（年齢構成差 分）の適用範囲の拡大	小学校費、中学校費及び特別支援 学校費における経常態容補正（年齢 構成差分）について、給与費全体に 適用させること。 【継続】	以下の理由により採用しない。 教職員給与の単位費用計上額のうち、三位一体改革で税源移譲の対象とされた義務教育国庫負担金の負 担割合変更分については、税源移譲額との差を可能な限り調整する必要があったことから、例外的に年齢 別構成に起因する給与単価差を反映する経常態容補正を適用することとしている。 一方で、長期的に見れば年齢構成差による給与差は平準化すると考えられることから、従来の地方負担 分や一般職員等については、適用することとはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[高等学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
10	(省)	福島県	東日本大震災に係る教育関係費の特例率の適用の継続	東日本大震災に伴い「福島県」に対し適用された高等学校費(生徒数)における特例措置を、平成31年度以降も継続すること。 【継続】	採用する。 被災3県の原因被災団体及び津波被災団体並びに福島県のうち、生徒数の減少率が全国平均を下回る団体については、令和元年度も特例措置を継続することとしている。
11	(省)	鳥取県	校舎等の増改築に係る投資態容補正の廃止	公共施設マネジメントの推進、少子化、統廃合による学校規模の適性化等の状況を鑑みれば、増改築に係る加算計数は必要性が薄いと考えられ、廃止の上、単位費用への振替を行うこと。 【新規】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 校舎等の要改築面積や不足面積が大きい団体ほど増改築の必要が高くなり、経費も発生することから、このような事情を算定に反映している。今後も適正な経費の算定に努めてまいりたい。
12	(省)	沖縄県	高等学校の空調施設に係る維持管理費の交付税措置	高等学校の普通教室への空調施設に係る維持管理費の交付税措置を講じていただきたい。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 高等学校費における寒冷補正は、寒冷地手当の差によるものであり、気候のために割高となる経費を措置するものではない。 県立高等学校における空調施設については、各都道府県における設置状況や維持管理費の負担状況等について、引き続き文科省等からの情報収集に努め、交付税措置の必要性について十分精査していくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[その他の教育費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
13	(省)	長野県	大学教員数に係る密度補正の新設	単位費用措置されている大学の運営交付金のうち、給与関係経費は、測定単位である学生数より教職員数の方が相関性が高いため、当該指標による密度補正を新設すること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 大学の運営に要する経費と学生数の間には一定の相関関係があるため、引き続き、学生数により交付税算定を講じる。
14	(省)	奈良県	密度補正（人口密度の大小による教育事務所数の通増を勘案）の廃止	教育事務所数と人口密度の間に相関関係が見受けられず、また、教育事務所数自体が合理化により減少している現状を踏まえ、算定の簡素化の観点からも、密度補正を廃止すること。 【継続】	以下の理由により採用しない。 教育事務所に要する経費と人口密度の間には一定の相関関係があるため、引き続き密度補正を適用する。
15	(省)	沖縄県	高校生等奨学のための給付金における密度補正の新設	高校生等の奨学のための給付金について、地方負担額についてはその実態に応じて基準財政需要額に算入すること。 【継続】	以下の理由により採用しない。 高校生等の奨学のための給付金については、国の予算措置の状況を踏まえ、所要の経費を単位費用に算入している。 当該給付金については、概ね測定単位である人口と比例した財政需要であることから、算定の簡素化の観点も踏まえ、密度補正措置を講じていないものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
16	(省)	大阪府	児童福祉法等の改正に伴う児童福祉司の配置基準を反映する密度補正係数の新設	児童福祉法等の改正により平成28年10月以降の児童福祉司の配置基準が大きく変更されたことを踏まえ、法令に則った配置基準を適切に基準財政需要額に反映する密度補正係数を新設(密度補正の項目追加)されたい。 【継続】	採用する。 児童相談所における虐待相談対応件数に応じた児童福祉司の加配基準を基準財政需要額の算定に反映するため、密度補正を新設する。
17	(省)	山口県	子ども・子育て支援新制度に係る交付税算入方法	子ども・子育て支援新制度に係る施設型給付費等の算定について、施設在籍人員(子どもの数)の実態により近づけるよう算定方法を見直されたい。 【新規】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 地方交付税法上、交付税の額は、4月1日現在により算定することとされていることから、保育所運営費の算定にあたっては、当該年度の4月1日現在の在籍人員により基準財政需要額を算定している。前年度10月1日現在の在籍人員を用いることについては、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、引き続き検討していく。
18	(省)	鹿児島県	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金に係る密度補正の新設	単位費用措置されている社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金の算定については、測定単位である人口よりも社会福祉施設職員数の方が相関性が高いため、当該指標による密度補正を新設すること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 当該経費は概ね測定単位である人口に比例した財政需要であり、算定の簡素化の観点から新たに密度補正を講じることは適切ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
19	(省)	北海道	国民健康保険高額医療費負担金に係る算定方法の変更	高額医療費負担金に係る基準財政需要額の算定について、一般被保険者1人あたり的高額医療費負担金の額の多寡を反映させる算定方法とされたい。 【新規】	以下の理由により採用しない。 地域間における高額医療費単価差の要因は一律ではなく、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額に当たっては、各団体における給付実績額を採用することは適当ではない。
20	(省)	岩手県 茨城県 新潟県 千葉県 大阪府	県立病院会計に対する繰出金等に係る単位費用及び補正係数の見直し	県立病院会計に対する繰出金等に係る算定額が繰出基準額と乖離していることから、単位費用及び補正係数を見直すこと。 【継続】	一部採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。令和元年度においても、平成30年度に引き続き地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金を同程度計上し、普通交付税による措置を継続することとしている。
21	(省)	山形県	都道府県立病院会計への繰出金に係る密度補正Ⅱの現行の算定方法の継続	病床数と病院事業債の元利償還金に基づく算定方法を継続すること。 【継続】	採用する。 地方債の元利償還金に対する地方交付税措置については、本年度は昨年度と同様の算定方法とした。
22	(省)	大阪府	都道府県立病院会計への繰出金等(高度医療に要する経費)に係る密度補正係数の見直し	都道府県立病院会計への繰出金等のうち、高度医療に要する経費が適切に基準財政需要額に算入されるよう、密度補正係数を見直されたい。 【継続】	以下の理由により採用しない。 高度医療に要する経費に係る繰出金については、密度補正単価において所要額を適切に算入している。また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
23	(省)	宮崎県	交付税措置の対象となる公立病院等の施設整備費に係る建築単価の設定方法の見直し	交付税措置の対象となる建築単価の上限額(36万円/㎡)が、平成29年以降における公立病院を含む公的病院等の建築単価(46.9万円/㎡)と乖離しているため、より実態に即した建築単価への見直しや、病院間での建築面積の大小による交付額の不均衡が生じないよう、建築単価の計算に1床当たりの面積上限の設定を行うこと。 【継続】	以下の理由により採用しない。 他の経営主体に比べて公立病院の建築費コストが高い傾向にあるとの指摘もあることを踏まえ、病院の施設整備費のうち、建物の建築単価が1㎡当たり36万円を上回る部分については、普通交付税措置の対象外としており、当該基準の見直しについては慎重に検討する必要がある。
24	(省)	沖縄県	都道府県が設置している診療所に要する財政措置	市町村診療所と同様に都道府県立診療所に対しても補正係数により財政措置を講じること。 【継続】	以下の理由により採用しない。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、特に全国的に標準的な経費について地方交付税措置を講じている。都道府県立診療所は全国的にも設置団体が限定されているため、現状では単位費用において措置していないほか、新たに密度補正措置を講ずることについては、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
25	(省)	徳島県 長崎県	地域支援事業交付金に係る補正の新設	地域支援事業に係る所要額が適切に捕捉されるよう、密度補正の補正係数を新設すること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 地域支援事業は要介護・要支援認定の有無を問わず65歳以上の者を対象として、介護予防・生活支援サービス事業や認知症施策の推進等を実施する事業であり、その事業費は測定単位である65歳以上人口の多寡に比例すると考えられることから、密度補正を講じることは適切ではない。
26	(省)	大分県	介護給付費負担金に係る密度補正の見直し	地方自治体が地域の自主性や主体性に基づき、地域特性に合わせた介護予防を実施し、介護給付費を抑制することに対して、今後も積極的に取組を実施できるよう、要介護認定率の努力改善の成果の度合いを反映した密度補正へ見直しを行うこと。 【新規】	以下の理由により採用しない。 介護給付費負担金は、実際に要介護者・要支援者に対して介護サービスを提供する際に生じる公費負担であり、要介護認定率が改善した場合は、それに即して負担額が減少することから、介護給付費負担金に係る密度補正に要介護認定率の努力改善の成果の度合いを反映することは適当ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[農業行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
27	(省)	鹿児島県	畜産行政に係る密度補正の新設	畜産行政に係る財政需要額を適切に反映させるため、密度補正を新設すること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 農業行政費は農業に関する様々な業種の財政需要を対象とし、農林業センサスで把握できる「農家数」を指標として算定している。 提示されている畜産農家数は、「農家」中「販売農家」及び「農業生産法人」から推計したものであるため、新たな補正を講じるための公信力を持った統計数値として用いることは困難である。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]
[林野行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
28	(省)	秋田県	森林環境譲与税に対応した需要の算定	森林環境譲与税の譲与基準に準じた密度補正措置を講じること。 【新規】	採用する。 地方財政計画の「重点課題対応分」に計上された「森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費」に対応して、林野行政費又は林野水産行政費に計上した経費については、森林環境譲与税の譲与基準に即した密度補正を適用する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
29	(省)	青森県 鳥取県 島根県	投資的経費における交付税措置の拡充	社会資本整備が遅れている団体の投資的需要が的確に反映されるよう、公的固定資本形成に係る交付税措置を拡充すること。 【継続】	以下の理由により採用しない。 公的固定資本形成に係る補正については、公共事業の執行に支障をきたすことのないよう、投資的経費の状況等を踏まえて算定している。
30	(省)	富山県	新幹線鉄道整備事業債に係る事業費補正の見直し	新幹線鉄道整備事業債に係る事業費補正については、標準財政規模に占める元利償還金の割合に応じて、算入率の引上げが行われているが、消費税率の引上げに伴う地方消費税の増収分については、社会保障施策に要する経費に充てることとされていることから、当該補正率の算出方法を見直すこと。 【継続】	以下の理由により採用しない。 平成20年度算定において、整備新幹線に係る元利償還金の負担が重く、通常の算入率によっては財政運営に支障が生じるおそれがあると判断される地方団体に限り、算入率の引き上げを行ったところ。このため、指標には元利償還金の負担の重さを測る観点からは、その重さが直接関係ない財政力指数ではなく、標準財政規模に占める元利償還金の割合を用いることが適当であると考えている。また、指標の妥当性を保つためには、標準財政規模から特定の経費を控除することは困難と考える。
31	(省)	愛知県	公共施設の老朽化対策に係る経費の投資補正の新設	公共施設の老朽化対策にかかる経費が増加することから、投資補正を新設すること。 【継続】	以下の理由により採用しない。 公共施設の老朽化対策については、適切な事業実施が可能となるよう公共施設等適正管理推進事業債の見直しを行い、長寿命化事業等について、事業費補正による普通交付税措置率を平成30年度同意等債から財政力に応じて30～50%に拡充することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
32	(省)	和歌山県	投資的経費における適切な算定	各団体の投資的経費が適切に基準財政需要額に反映されるよう、現行の公的固定資本形成に係る補正の維持等適切に算定すること。 【継続】	採用する。 公的固定資本形成に係る補正については、公共事業の執行に支障をきたすことのないよう、投資的経費の状況等を踏まえて算定している。
33	(省)	徳島県	投資補正係数の的確な算定方法への見直し	公的固定資本形成に係る投資補正係数について、公共投資の規模を反映するにも関わらず、民間投資にも大きく左右される係数になっていることから、係数のあり方を含め、一層的確な算定方法への見直しを行うこと。 【新規】	以下の理由により採用しない。 民間投資が行われにくく公共投資に依存している団体の財政需要を算定していることから、県民経済計算年報における「公的固定資本形成」のうち「一般政府」に係る額の合算額を、「県内総生産（支出側）」の額の合算額で除して得た数を指標として用いている。
34	(省)	香川県	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（（旧）本州四国連絡橋公団）への出資金に係る地方債元利償還金の算入	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金に係る地方債元利償還金の60%を事業費補正により基準財政需要額に算入すること。 【継続】	以下の理由により採用しない。 地方債の元利償還に対する地方交付税措置のあり方については、事業費補正は可能な限り縮減する方向である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
35	(省)	北海道	段階補正による割落としの復元	段階補正による割落とし額の復元により、広大な面積を有する団体に生じる標準的な経費を基準財政需要額に反映すること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 人口一人当たりの行政経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、段階補正を設けているものであり、適正に算定を行っている。
36	(省)	山形県	数値急減補正の継続	平成28年度算定において設けられた人口急減補正について、平成32年度まで、激変緩和措置として継続すること。 【継続】	採用する。 人口急減補正については、平成27年国勢調査人口の結果を踏まえ、平成28年度算定において措置内容を拡充したが、令和元年度算定においても引き続き適用する。
37	(省)	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保	段階補正係数と人口急減補正係数は、各地方団体の人口規模等による経費の差を調整するために不可欠な係数であり、その存続と係数的確な算定による適正な水準を確保すること。 【継続】	採用する。 段階補正及び人口急減補正については措置を継続することとしたうえで、人口規模に応じた経費差の反映や人口が急激に減少した団体に対する激変緩和措置を引き続き講じる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
38	(省)	兵庫県	外国青年招致事業に要する経費の適切な算入	外国青年招致事業に要する経費の基準財政需要額の算定において、測定単位である人口と外国人青年招致人員が必ずしも比例しないことから、交付税措置額と決算額との間に乖離が発生している。乖離是正のため、市町村分と同様に地域振興費に外国青年招致人員による密度補正を導入し、必要な財政需要を適切に算定されたい。 【継続】	以下の理由により採用しない。 都道府県分の外国青年招致事業に要する経費の基準財政需要額の算定については、平成18年度まで、単位費用に積算した上で、密度補正により外国青年招致人員数に応じた措置を行ってきたが、算定の簡素化の観点から、平成19年度から同補正を廃止したところである。
39	(省)	長崎県	離島や過疎地域等条件不利地域への適切な配慮	離島等条件不利地域の状況に鑑み、離島やへき地にかかる財政需要に対して、適切に補正係数に反映すること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 離島を有する都道府県における行政経費の増加需要については、現行のへき地補正において、離島において割高となる経費を踏まえ、補正係数を設定しているところであるが、引き続き適正な係数の設定に努めていく。
40	(省)	沖縄県	地域振興費における基地補正	基地補正については、米軍施設・区域が極端に集中することによって生じる機会損失分を適切に反映させる仕組みの導入を検討するとともに、導入の目処が立つまでの間、従来単価を復活して適用すること。 【継続】	以下の理由により採用しない。 ご指摘の機会損失は、地方団体の財政需要ではなく、基準財政需要額に反映することは困難である。また、機会損失に伴う税収入の減少については、基準財政収入額にすでに反映されている。 また、米軍人口に応じた算定については、平成28年度算定において、人口を測定単位とする費目（消防費、清掃費等）の単位費用を用いて米軍人口に乗ずる単価を見直したところであるが、当該算定は、米軍人口が国勢調査の対象外であるため、人口を測定単位とする費目に係る経費を算定しているものであることから、人口を測定単位とする費目の単位費用の動向を踏まえて単価を設定することが適切である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時費目]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
41	(省)	青森県	条件不利地域の割増し係数の継続	条件不利地域の割増し係数の継続を堅持すること。 【継続】	採用する。 昨年度に引きつづき、条件不利地域に配慮した算定を行っている。
42	(省)	岩手県	「取組の必要度」をより重視した算定方法の見直し	人口減少等特別対策事業費について、各団体の人口減少対策の必要度が適切に基準財政需要額に反映されるよう、「取組の必要度」をより重視した算定とすること。 【継続】	一部採用する。 人口減少等特別対策事業費については、地方創生の取組の初期段階においては、取組による成果が生じるまでに一定の期間が必要であることから、「取組の必要度」による配分に重点を置いているところである。 一方で、各地方団体において地方創生の取組が進められ、経済・雇用や、出産・子育てに関する指標が改善傾向にあるなど、成果が現れつつあることを踏まえ、地方創生の取組を促進するため、平成29年度から3年間かけて「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ段階的にシフトすることとしている。
43	(省)	秋田県	「取組の成果」に応じた算定へのシフトに当たっての配慮	条件不利地域への割増について、都市部と地方の格差が拡大しない算定方法となるよう十分に配慮すること。 【継続】	一部採用する。 条件不利地域の割増については、地方団体の置かれた状況などによって、成果の実現しやすさが異なると考えられることを踏まえ、昨年度に引きつづき、地方創生の「取組の必要度」に応じて適切に設定している。
44	(省)	東京都	「取組の必要度」の算定方法の見直し	人口減少等特別対策事業費の算定に、直近の指標にあらわれない、将来の人口減少等への備えに対する財政需要を反映すること。 【継続】	以下の理由により採用しない。 取組の必要度分については、人口が減少している団体ほど、より対策の必要性が高いと考えられることから、人口増減率の指標を用いて、現状において数値が芳しくない団体の需要額を割増ししているものである。 なお、人口が増えている場合や指標が全国平均よりも良い団体においても、一定の人口減少対策等の需要が想定されるため、当該団体の必要度分の係数がゼロとなることがないように係数の設定を行っている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時費目]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
45	(省)	東京都	人件費削減率の算定方法の見直し	地域の元気創造事業費の算定に用いる人件費削減率について、教職員や警察職員については、法律や政令で定数が規定されるため地方の裁量が働きにくいことから、教育・警察職員の増分を除外すること。 【継続】	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、人件費削減率については、全ての職員の人件費を対象としたものである。 なお、人件費削減率については、国の基準の定数に係る人件費を算出することが困難であること、また人件費削減率が職員数削減率及びラスパイレス指数を補完し、地方団体の給与面の取組を包括的に捉える指標であることを踏まえ、特例を設けないこととしたものである。
46	(省)	東京都	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し	地域の元気創造事業費の算定に用いる経常的経費削減率の計算に、義務的な社会保障関係経費等が含まれているため、補助費等を除外すること。 【継続】	以下の理由により採用しない。 「補助費等」の中には、国制度に係る社会保障関係経費の地方負担分だけでなく、県単独の補助費等、各団体の行革努力が反映される部分も含まれていることから、人件費を除く経常的経費削減率の算定に含めることとしている。
47	(省)	石川県	ラスパイレス指数の算定方法の見直し	国の政策目的達成の手段として給与水準を補正に用いることは不適當であるため、地域の元気創造事業費の算定において、ラスパイレス指数を用いた補正は行わないこと。 【継続】	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するものであり、国の政策目的達成の手段としての指標として用いているものではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時費目]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
48	(省)	石川県 兵庫県	職員数削減率の算定方法の見直し	地域の元気創造事業費の算定に用いる職員数削減率の計算にあたっては、教育・警察職員について増分だけでなく法定職員数も除外すること。 【継続】	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、職員数削減率については、全ての職員数の増減を反映することを基本としたものである。 一方、義務教育職員数及び警察官については、国の基準により定数が決められており、国基準の定数が増加している場合については、地方団体の合理化努力にも限界があると考えられるため、職員数削減率の算出にあたり国基準の定数増の影響を除外する特例を設けることとしている。
49	(省)	山梨県	地域の元気創造事業費の算定に用いる指標の追加	地域の元気創造事業費の算定に用いる地域経済活性化分の算定に用いる指標として、高齢者就業率と外国人就業率を追加すること。 【新規】	以下の理由により採用しない 雇用面での地方の取組を表す指標として、従業者数、事業所数を用いることとした上で、地域経済活性化という観点から、今後長期にわたり雇用が継続すると考えられる若年者について、指標に若年者就業率を用いることとしたところ。 また、平成27年度からは、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標を踏まえ、女性就業率を追加したところ。
50	(省)	滋賀県	取組の成果分のウェイトの見直し及び指標の追加について	人口減少等特別対策事業費の算定に用いる取組の成果分の指標のうち、「人口増減率」のウェイトを減じ、「転入者人口比率」のウェイトを引き上げること。また、「転入者人口比率」について、直近の指標（絶対値）を追加すること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 人口減少対策の必要度及び成果を包括的に反映する指標として、人口増減率のウェイトを全体の4割と設定し、個々の取組に係る各団体の必要度に優劣をつけることは適当ではないと考え、その他の指標については、均等のウェイトとしたところである。 直近値を併用している指標については、従来から数値が高い団体がさらに数値を伸ばすことが困難であることから、過去からの伸び率を基本としつつ、直近値を併用することとしているが、転入者人口比率については直近値と伸び率との間の関係性が弱いことから、直近値の採用は困難と考えている。
51	(省)	奈良県	地域経済活性化分のウェイトの見直し	地域の元気創造事業費の算定に用いる地域経済活性化分の指標について、雇用関係の指標（若年者就業率、女性就業率、従業者数、事業所数）のウェイトを引き上げること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 各団体の地域経済活性化の取組は様々であるため、バランスよく反映させるために幅広く選定したものであり、各指標のウェイトについては、産業面、雇用面を重視し合計でそれぞれ0.45とし、その他の指標については、それらを補完するものであるため、合計で0.1としている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時費目]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
52	(省)	鳥取県 島根県	行革努力分のウェイトの見直し	地域の元気創造事業費の算定に用いる行革努力分の指標のウェイトが、人件費に関する指標に偏っていることから、適切な配分に見直すこと。 【新規】	以下の理由により採用しない。 行革努力分の各指標のウェイトについては、平成25年度の地域の元気づくり推進費を踏まえつつ、ラスパイレス指数及び職員数削減率では捕捉できない手当削減率等の取組を反映させるため人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率や地方債残高削減率を均等のウェイトにすることとしたものである。
53	(省)	鳥取県 島根県	取組の成果分のウェイトの見直し	人口減少等特別対策費の算定に用いる取組の成果分の指標のウェイトが、人口増減率に偏っているため、人口増減率のウェイトを引き下げ、合計特殊出生率のウェイトを引き上げること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 人口減少対策の成果を包括的に反映する指標として、人口増減率のウェイトを全体の4割と設定し、個々の取組に係る各団体の必要度に優劣をつけることは適当ではないと考え、その他の指標については、均等のウェイトとしたところである。
54	(省)	鳥取県 島根県	係数上限の撤廃	地域の元気創造事業費の算定において、絶対値を用いる指標の係数上限を撤廃すること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 若年者就業率等の一部の指標については、従来から数値が高い団体がさらに数値を伸ばすことが困難であることから、過去からの伸び率を基本としつつ、直近の絶対値を補完的に併用しているため、上限の撤廃は困難である。
55	(省)	鳥取県 島根県	係数上限の撤廃	人口減少等特別対策事業費の算定において、絶対値を用いる指標の係数上限を撤廃すること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 合計特殊出生率等の一部の指標については、従来から数値が高い団体がさらに数値を伸ばすことが困難であることから、過去からの伸び率を基本としつつ、直近の絶対値を補完的に併用しているため、上限の撤廃は困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時費目]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
56	(省)	長崎県	地方法人課税の偏在是正措置にあわせたまち・ひと・しごと創生事業費の拡充等	消費税率10%段階における地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源については、その全額をまち・ひと・しごと創生事業費の拡充や新たな歳出枠として、確実に地方財政計画に計上すること。 【新規】	一部採用する。 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の創設による偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用することとしている。
57	(省)	宮崎県	地域の元気創造事業費の算定に用いる指標の追加	地域の元気創造事業費の算定に用いる地域経済活性化分の指標として、6次産業化に係る指標を追加すること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 産業面を測る指標については「第一次産業産出額」「製造品出荷額」「小売業年間商品販売額」「延べ宿泊者数」を使用しており、6次産業化を進めていくことで、これらの指標も自ずと改善されと考えられることから、指標の追加は考えていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[公債費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
58	(省)	栃木県 山梨県 大阪府 岡山県	満期一括償還地方債に係る交付税措置	3年の据置期間が設定された臨時財政対策債等の理論償還率について、満期一括償還方式で借り入れた場合の据置期間のない理論償還率を設定すること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討していく。 満期一括償還地方債の取扱いについて、実質公債費比率においては、償還期間を通して計画的かつ平準的な積立を行う必要があるため据置期間を前提としない一方、地方財政計画の計上額及び基準財政需要額の算定においては、地方団体の据置期間の設定状況等を踏まえて、当該期間が設定されているところ。据置期間のあり方に関しては、地方団体の据置期間の設定状況等を引き続き精査していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
59	(省)	富山県	包括算定経費の算定に用いる耕地面積の見直し	包括算定経費の算定に用いる耕地面積に「非法人の農業経営体」の耕地面積を反映すること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 耕作面積の変更にあたっては、農業経営体による耕作の状況や財政需要との関係等について慎重な分析が必要であるため、引き続き検討していく。
60	(省)	滋賀県	包括算定経費における種別補正係数の見直し	包括算定経費(面積)の種別補正において、湖沼は「その他の面積」として0.59の割落がかかっているが、現実に湖沼の環境・水質保全には多額の経費を要することから、実態に見合った種別補正係数に見直すこと。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 種別補正係数の見直しについては、湖沼に係る全国的な財政需要の状況、客観的な指標との関連性、算定の簡素化との整合性といった観点から、慎重な検討が必要である。 なお、特別交付税においては、琵琶湖をはじめ、湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費について、その5割を措置している。
61	(省)	兵庫県	包括算定経費(人口)の算定に用いる段階補正の見直し	包括算定経費(人口算定)の算定では、スケールメリットを反映させるため人口規模に基づく段階補正により実施されているが、平成27年度以降、年々大規模団体に対する割落率が拡大しているため、大規模団体に不利な算定方法を改めること。 【新規】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 包括算定経費(人口)においては、人口規模の大小に応じたコスト差に対して段階補正を設定しているところであるが、引き続き適切な係数設定に努める。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
62	(省)	青森県 山形県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法(財源不足額基礎方式)における財政力による補正	臨時財政対策債の配分に当たっては、引き続き財政力の弱い地方公共団体に配慮すること。 【継続】	採用する。 本年度においても財政力に応じた臨時財政対策債の配分を行った。 なお、今年度は臨時財政対策債発行可能額の総額の大幅な減少に伴い、いずれの財政力指数でも、財源不足額が増えない限り、前年度と比較して臨時財政対策債発行可能額は大幅に減少することとなる。
63	(省)	茨城県 埼玉県 千葉県 大阪府	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	臨時財政対策債発行可能額の算定方式について、財政力による補正を平準化すること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。 なお、今年度は臨時財政対策債発行可能額の総額の大幅な減少に伴い、いずれの財政力指数でも、財源不足額が増えない限り、前年度と比較して臨時財政対策債発行可能額は大幅に減少することとなる。
64	(省)	神奈川県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し	平成31年度の地方財政対策においては、臨時財政対策債に代わる抜本的な地方税財政制度の改正を実施されたい。 仮に、平成31年度も臨時財政対策債を発行する場合には財政力指数による過度な補正を見直すこと。 【継続】	一部採用する。 令和元年度においては、一般財源総額について、前年度を上回る62.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額し16.2兆円とし、臨時財政対策債を前年度比▲0.7兆円と大幅に抑制した。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、今年度は臨時財政対策債発行可能額の総額の大幅な減少に伴い、いずれの財政力指数でも、財源不足額が増えない限り、前年度と比較して臨時財政対策債発行可能額は大幅に減少することとなる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
65	(省)	石川県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	財源不足への対応については、本来法定率の引上げ等に対応すべきであるが、やむを得ず臨時財政対策債を発行する場合にあっても、その発行可能額の算出にあたっては、標準財政規模の小さい団体に配慮すること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。 なお、今年度は臨時財政対策債発行可能額の総額の大幅な減少に伴い、いずれの財政力指数でも、財源不足額が増えない限り、前年度と比較して臨時財政対策債発行可能額は大幅に減少することとなる。
66	(省)	愛知県	臨時財政対策債の算出における財政力を用いた係数による補正の更なる見直し	臨時財政対策債について、本県の振替前財源不足額のうち臨時財政対策債の占める割合の更なる見直しを図ること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。 また財政力の高い団体への配分を抑制するため、平成26年以降、75%を配分割合の上限として設定している。 なお、今年度は臨時財政対策債発行可能額の総額の大幅な減少に伴い、いずれの財政力指数でも、財源不足額が増えない限り、前年度と比較して臨時財政対策債発行可能額は大幅に減少することとなる。
67	(省)	島根県	臨時財政対策債の算定方法見直し	臨時財政対策債の発行の増嵩に伴い、毎年度の償還額が財政力に見合っていない状況にあることを踏まえ、臨時財政対策債発行可能額の算定方法を見直すこと。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。 なお、今年度は臨時財政対策債発行可能額の総額の大幅な減少に伴い、いずれの財政力指数でも、財源不足額が増えない限り、前年度と比較して臨時財政対策債発行可能額は大幅に減少することとなる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[自動車税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
68	(省)	北海道	自動車税に係る基準財政収入額の算定方法の見直し	自動車税の算定においては、登録台数に対する捕捉率を全国一律(0.902)に設定しているところであるが、実際の捕捉率には地域差があることにより、決算額と大きな乖離が生じていることから、徴収できる可能性が高い車検有効台数を基礎とする算定方法に見直されたい。 【継続】	以下の理由により採用しない。 基準財政収入額は各団体の標準的な税収入を算定するものである。 地方税法上、①自動車税は自動車の所有者に課すものであり、また、②自動車税の課税免除・減免や課税保留は都道府県の条例の定めるところによるため、そもそも各都道府県で取扱いに差が生じるものであることから、全国の課税免除台数等を踏まえて平均的に割落としを行っている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[法人税関係]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針
69	(省)	新潟県	法人関係税における乗率の見直し	法人二税の基準財政収入額の算定では、平成27年度以降、推計乗率は基本的に全国一律の設定となっているが、基準財政収入額と課税実績との乖離を縮小するため、各団体の税収伸率等の実態を踏まえた推計乗率を複数設定するように算定方法を見直すこと。 【継続】	以下の理由により採用しない。 法人関係税の基準財政収入額の算定に用いる乗率については、一律の乗率とすることが原則であるが、翌年度以後の精算額を抑制する観点から、個別の乗率を設ける場合がある。 今年度は、地方団体の税収実績や税収見込み等を踏まえ検討した結果、翌年度に多額の精算額が見込まれる等の特段の状況にはないことから、一律の乗率としている。
70	(省)	香川県	法人関係税における乗率 α 値の設定	法人税割、法人事業税の算定において、前年度調定額に乗率αを乗じて当該年度の基準税額を算出しているが、実際の税収に比べ過大な算定となっているため、乗率を適切に設定し、過大な見込とならないようにすること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 法人関係税の基準財政収入額の算定に用いる乗率については、一律の乗率とすることが原則であるが、翌年度以後の精算額を抑制する観点から、個別の乗率を設ける場合がある。 今年度は、地方団体の税収実績や税収見込み等を踏まえ検討した結果、翌年度に多額の精算額が見込まれる等の特段の状況にはないことから、一律の乗率としている。